

## 理事会規程

JSSM-2-000

2018年7月13日

### (目的)

第1条 本規程は、定款で定められた理事会の具体的な運営について定める。

### (出席者)

第2条 定款第41条第3項に定める役員以外の者を次の各号とし、理事会の議長は、これを理事会に出席させることができる。

- (1) 事務局を担う者
- (2) 顧問
- (3) その他議題の審議に必要と認める者

### (意思決定の委任)

第3条 理事会は、定款および法に定める理事会専決事項を除いて、個別の理事（会長、副会長、専務理事、執行理事を含む）に対して業務執行の意思決定を委ねることができる。

### (招集通知の相手方)

第4条 定款第44条第3項の招集通知は、次の各号の役員にも発しなければならない。

- (1) 理事会の決議事項に特別の利害関係がある理事
- (2) 理事会に欠席することが明らかである理事

### (招集通知の内容)

第5条 定款第44条第3項の招集通知の内容は、次の各号を示すものとする。

- (1) 理事会の開催日時および場所
- (2) 会議の目的

### (会議の目的)

第6条 定款第43条1項2号の会議の目的を次の各号の議題とし、会長以外の理事はこれを示して召集の請求をするものとする。

- (1) 決議事項
  - (2) 報告事項
2. 前項の召集の請求は、議題の他は、議案および理由を付する必要はないものとする。

### (会議の参加方法)

第7条 理事会の出席者は、次の各号いずれかの方法によってのみ理事会に参加することができる。

- (1) 理事会の開催場所に現に行くこと
- (2) 即時会話の可能な遠隔会議（電話会議、テレビ会議、Web会議等の電気通信システムを用いた会議）

### (特別利害関係人の参加)

第8条 定款第47条1項の特別の利害関係を有する理事は、他の理事（会長、副会長、専務理事および執行理事を含む）の全員が参加を許容する場合に限り、理事会に参加することができる。

(部会の設置)

第9条 本会の業務を分担して、本会の運営を円滑に行うため、理事会のもとに、部会を設置する。部会の設置および改廃は、理事会の承認によって行う。

(研究統括の設置)

第10条 本会の業務を分担して、本会の運営と研究会活動を円滑に行うため、理事会のもとに、研究統括を設置する。研究統括の設置および改廃は、理事会の承認によって行う。

(部会・研究統括の種類および担当業務)

第11条 本会の運営を円滑に行うため、理事会のもとに、次に定める部会および研究統括を設置する。

(1) 企画部会

全国大会や学術講演会などの企画や運営及び国内外の学会や関連研究機関等との連携に関する会務を担当する。

(2) 研究統括

研究会活動に関する会務の運営を担当する。

(3) 編集部会

学会論文の規定の制定や論文募集、審査、学会誌の編集などに関わる会務の運営を担当する。

(4) 総務部会

総会・理事会の運営などに関わる会務の運営を担当する。

(部会長、研究統括者および部会員)

第12条 部会長は、部会の責任者として部会の運営を総括する者とし、理事会が本人の希望、推薦等を勘案して執行理事の中から選定し、これに基づき会長が任命する。

2. 研究統括者は、各研究会の運営を統括する者とし、理事会が本人の希望、推薦等を勘案して執行理事の中から選定し、これに基づき会長が任命する。

3. 部会員は、部会の業務を担当する者とし、理事会が本人の希望、推薦等を勘案して会員の中から選任し、これに基づき会長が任命する。

4. 副部会長は、部会長を補佐する者とし、必要に応じて理事会が本人の希望、推薦等を勘案して会員の中から選任し、これに基づき理事長が任命する。

5. 研究統括メンバは、各研究会の主査または幹事とする。

6. 研究副統括者は、研究統括者を補佐する者とし、必要に応じて理事会が本人の希望、推薦等を勘案して会員の中から選任し、これに基づき理事長が任命する。

(活動報告)

第13条 部会長および研究統括者は、部会および各研究会の活動状況について、理事会に報告するものとする。

(部会および研究統括の決定権)

第14条 部会および研究統括の日常的な業務については、部会長および研究統括者が決定権をもつ。他の部会および研究統括に関係する事項および本会の運営にとって重要な事項については、理事会又は総会で決定する。

(部会および研究統括の開催)

第15条 会および研究統括は、部会長および研究統括者が招集する。

2. 各部会および研究統括の運営細則を、各部会および研究統括において定めることができる。それらの運営細則は理事会の承認を経て発効する。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、総会で決定する事項を除き、理事会で決定するものとする。